山梨県 Yamanashi Prefecture

Press Release

YAMANASHI

令和8年11月6日
山梨県産業政策部　産業人材課
課長　大森　恵子
電話　055-223-1567（内線 4850）

報道関係者各位

小中学生対象「ものづくり企業見学バスツアー」参加者募集

工場見学とセミナーを通じてものづくりの魅力を発信

山梨県では、小中学生と保護者を対象に、県内製造業の魅力を伝える「ものづくり企業見学バスツアー」を開催します。
本イベントでは、ものづくりや製造業の魅力等について紹介するセミナーに加え、実際の工場見学を通じて、ものづくりの現場や仕事内容などを体感していただきます。

つきましては、参加者を募集いたしますので、広く周知いただきますようご協力をお願いいたします。

１　開催日時及び訪問企業

【国中エリア】

令和８年１１月２０日（金）　１３：００～１７：３０（予定）

＜訪問企業＞株式会社中村製作所、株式会社中家製作所

【郡内エリア】

令和９年１月７日（木）　１３：００～１７：３０（予定）

＜訪問企業＞シチズンファインデバイス株式会社、有限会社モールドモデル

２　対象者

小学生（主に５・６年生）および中学生とその保護者　各エリア３０名

３　募集期間

【国中エリア】

令和８年１１月１５日（日）１７：００まで

【郡内エリア】

令和８年１２月２５日（金）１７：００まで

４　申込方法

チラシに掲載の二次元コードから申込

チラシは下記ホームページにも掲載しています。

https://www.pref.yamanashi.jp/san-jin/kougyoukeimiryokuhasshin/top.html

５　取材について

開催日当日の取材をご希望の場合は、以下の期日までにご連絡をお願いします。

【国中エリア】

令和８年１１月１７日（火）１７：００まで

【郡内エリア】

令和９年１月４日（月）１７：００まで

お問い合わせ先
産業政策部産業人材課
産業人材課　工藤
電話 055-223-1567（内線4862）

日帰り・旅行代金無料！！

＼山梨県内の小学生（主に5・6年生）/中学生対象／

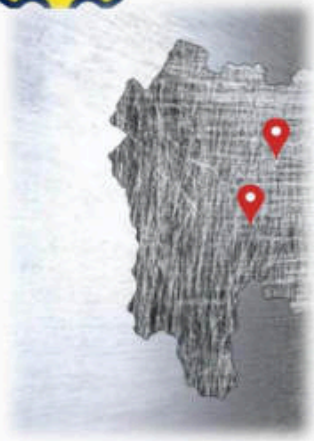
GO!

ジモト山梨の『ものづくり』現場へ出かけよう！

＼ワクワク！

～先輩たちのリアルな体験談が聴ける！進路のヒントがここにある～

2026 11/20（金） 国中エリア



訪問企業

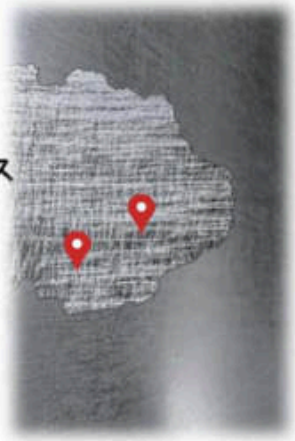
株式会社中村製作所
〒400-0064
山梨県甲府市下飯田1-6-2

株式会社中家製作所
〒409-3853
山梨県中巨摩郡昭和町築地新居1641-8

スケジュール

13:00 やまなし地域づくり交流センター **集合**
貸切バス（13:20発）
中村製作所（見学）
貸切バス
中家製作所（見学）
貸切バス
17:30 やまなし地域づくり交流センター **にて解散**

2027 1/7（木） 郡内エリア



訪問企業

シチズンファインデバイス株式会社
〒401-0301
山梨県南都留郡富士河口湖町船津6663-2

有限会社モールドモデル
〒402-0025
山梨県都留市法能宮代1087-3

スケジュール

13:00 教育プラザ都留 **集合**
貸切バス（13:20発）
有限会社モールドモデル（見学）
貸切バス
シチズンファインデバイス（見学）
貸切バス
17:30 教育プラザ都留 **にて解散**

※当日の道路状況や会場の都合により時間は前後する場合もございますのであらかじめご了承ください。

募集要項

対象者	山梨県内在住の小学生（主に小学校5・6年生）・中学生とその保護者 **※小学生は保護者同伴必須** ※15歳未満のお子様のみでご参加の場合、親権者の同意書の提出が必要です。 同意書はお申し込み後にお送りします。
募集人員	各回30名 ※応募多数の場合は抽選となります。 なお、本事業の目的に応じ、小学校5・6年生および中学生を優先して決定させていただきます。
最少催行人員	各回1名
ご旅行代金	**無料**

添乗員：同行　食事：朝×・昼×・夕×
利用予定バス会社：山梨中央交通または栄和交通または山梨交通

お申込みはこちらから！

締切
国中：2026/11/15(日) 17:00
郡内：2026/12/25(金) 17:00

スマホでアクセス！

【ご参加にあたっての注意事項】
・当日は事業記録および県の広報用に撮影（写真・動画）を行います。
撮影画像等は山梨県のウェブサイトや広報資料等で使用させていただく場合がございます（個人が特定されないよう配慮いたします）。
・個人情報の取扱について、山梨県及び企業見学先において本事業の実施目的や統計情報にのみ利用します。
・工場内の安全確保のため、案内スタッフの指示に従って行動してください。写真撮影禁止エリアでの撮影はご遠慮ください。
・当ツアーは旅程保証の対象ですが、旅行代金無料のため、当社旅行業約款【募集型企画旅行契約の部】第29条第1項に掲げる変更補償金は支払われません。
・参加者全員に山梨県が下記内容の国内旅行傷害保険をサービス付保いたします。※この保険を外すことはできません。
【死亡・後遺障害保険金額1,200万円/入院保険金日額4,600円/手術保険金：入院保険金日額の10倍（入院中）または5倍（入院中以外）/通院保険金日額2,700円/賠償責任保険金額2,000万円】

事業企画　山梨県（産業政策部 産業人材課）
旅行企画実施　東武トップツアーズ株式会社　甲府支店
山梨県甲府市丸の内1-17-10　東武穴水ビル7F
総合旅行業務取扱管理者 益木 勝行
観光庁長官登録旅行業第38号
JATA正会員・ボンド保証会員
【問い合わせ】
東武トップツアーズ株式会社甲府支店　事業担当：木村/千野
TEL：050-9001-8755（9:30～17:30/土日祝日休み）
メール：monozukuri@tobutoptours.co.jp
東【26－267】

旅行条件 本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。この条件に定めのない事項は、当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）によります。当社旅行業約款は当社ホームページからご覧いただけます。

この旅行は東武トップツアーズ株式会社甲府支店（以下「当社」といいます。）が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます。）を締結することになります。旅行契約の内容、条件は、当パンフレットの記載内容、本旅行条件書、確定書面（最終日程表）並びに当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）によります。

1、 お申込み方法・条件と旅行契約の成立

(1) 複数のお客様によるご旅行の場合は、あらかじめ当該団体・グループにおける責任ある代表者（以下「契約責任者」といいます。）を定めた上で、当社にお申込みください。当社は、契約の締結・解除等に関する一切の代理権を契約責任者が有しているものとみなし、その団体・グループに係る旅行業務に関する取引は、契約責任者との間で行います。

(2) 当社の定める方法によりお申し込みください。下記のお申込金は指定の方法により当社の定める日までにお支払ください。申込金は、「旅行代金」「取消料」「違約料」のそれぞれ一部又は全部として取り扱います。

(3) お申込みの時点では旅行契約は成立しておりません。旅行契約は、当社が契約を承諾し、申込金を受領した時に成立するものとします。(4) 18才未満の方は親権者の同意書が必要です。15才未満の方は原則として同伴者の参加を条件とします。 (5) 障がいのあるお客様、高齢のお客様、妊娠中のお客様など、お客様の状況によっては、当初の手配内容に含まれていない特別な配慮、措置が必要になる可能性があります。特別な配慮・措置が必要となる可能性がある方は、ご相談させていただきますので、必ず事前にお申し出ください。

お申込金： 0 円

2、旅行代金のお支払い

旅行代金は山梨県ものづくり魅力発信事業費にて負担の、ため、お客様はお支払いいただく必要はありません。

3、旅行代金に含まれるもの

旅行日程に明示された以下のものが含まれます。

(1) 貸切バス代 (2) 添乗員同行費用 (3) 消費税等諸税・サービス料金、等

4、旅行代金に含まれないもの

第３項に記載したもの以外は旅行代金に含まれません。

その一部を例示します。

(1) 超過手荷物料金 (2) クリーニング代、電話料その他追加飲食費等個人的性質の諸費用 (3) ご自宅と集合・解散地間の交通費や宿泊費等 (4) オプショナルツアーの代金、等

5、旅行内容・旅行代金の変更

(1) 当社は、天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合においてやむを得ないときは、旅行内容・旅行代金を変更することがあります。天候等の不可抗力により航空機等の運送機関のサービスが中止又は遅延となり、行程の変更等が生じた場合の宿泊費、交通費等はお客様の負担となります。(2) お申込み頂いた人数の一部を取消される場合は契約条件の変更となります。実際にご参加頂くお客様の旅行代金が変更となる場合がありますのであらかじめご了承ください。

6、旅行契約の解除

(1) お客様は、右記の取消料をお支払い頂くことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。なお、旅行契約の解除期日とは、当社の営業日・営業時間内に解除する旨をお申し出頂いた時を基準とします。また、当社は当社旅行業約款の規定に基づき、旅行開始前及び旅行開始後であっても、お客様との旅行契約を解除することがあります。

(2) お客様のご都合で旅行開始日あるいはコースを変更される場合、また、申込人数から一部の人数を取消される場合も、右記取消料の対象となります。

(3) 申込人数が最少催行人員に満たないときは、旅行の実施を中止します。この場合、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目（日帰り旅行については3日目）にあたる日より前までに旅行を中止する旨を通知します。

旅行契約の解除期日	取消料
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって２０日目（日帰り旅行にあたっては１０日目）にあたる日以降８日目にあたる日まで	旅行代金の２０%
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって７日目にあたる日以降２日目にあたる日まで	旅行代金の３０%
旅行開始日の前日	旅行代金の４０%
旅行開始日当日	旅行代金の５０%
旅行開始後又は無連絡不参加の場合	旅行代金の１００%

7、旅程管理及び添乗員等の業務

(1) 添乗員の同行の有無は契約書面に明示します。(2) 添乗員が同行しない旅行にあっては必要なクーポン類をお渡しいたしますので、旅行サービスの提供を受けるための手続はお客様ご自身で行なって頂きます。また、悪天候等によってサービス内容の変更を必要とする事由が生じた場合における代替サービスの手配及び必要な手続は、お客様ご自身で行って頂きます。

8、当社の責任及び免責事項

(1) 当社は、当社又は手配代行者の故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、手荷物の損害については、14日以内に当社に対して通知があった場合に限り、お1人様15万円を限度として賠償します。(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。) (2) お客様が、次のような当社の関与し得ない事由により損害を被られたときは、本項(1)の場合を除き当社は責任を負いません。

①天災地変、戦乱、暴動、テロ、官公署の命令等又はこれらによる日程の変更や旅行の中止 ②運送・宿泊機関等のサービス提供の中止等又はこれらによる日程の変更や旅行の中止 ③自由行動中の事故 ④食中毒 ⑤盗難 ⑥運送機関の遅延、不通、スケジュール変更、経路変更又はこれらによる日程の変更や目的地滞在時間の短縮

9、旅程保証

(1) 当社は契約書面及び確定書面に記載した契約内容のうち、次の①～⑧にあたる重要な変更が生じた場合は、旅行代金に1～5%の所定の率を乗じた額の変更補償金を支払います。ただし、1旅行契約につき合計15%を上限とし、また補償金の額が1,000円未満のときはお支払いいたしません。

①旅行開始日又は旅行終了日 ②入場する観光地又は観光施設、レストラン、その他の旅行目的地 ③運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更 ④運送機関の種類又は会社名 ⑤本邦内の出発空港又は帰着空港の異なる便への変更 ⑥宿泊機関の種類又は名称 ⑦宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件 ⑧前各号に掲げる変更のうちツアータイトル中に記載があった事項

(2) ただし、次の場合は、当社は変更補償金を支払いません。

①次に掲げる事由による変更の場合（ただし、サービス提供機関の予約超過による変更の場合を除きます。）
ア. 旅行日程に支障をもたらす悪天候、天災地変
イ. 戦乱 ウ. 暴動 エ. 官公署の命令 オ. 欠航、不通、休業等運送・宿泊機関等のサービス提供の中止
カ. 遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供 キ. 旅行参加者の生命又は身体の安全確保のために必要な措置

②契約書面・確定書面に記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができた場合。

(3) 当社は、お客様の同意を得て、金銭による変更補償金の支払いに替え、これと同等又はそれ以上の価値のある物品又は旅行サービスの提供をもって補償を行うことがあります。

10、特別補償

当社は、特別補償規程の定めるところにより、お客様が旅行中に急激かつ偶然の外来の事故によりその身体又は荷物に被られた一定の損害について、補償金及び見舞金を支払います。

11、お客様の責任

(1) お客様の故意又は過失、法令違反、当社の旅行業約款の規定を守らなかったことにより当社が損害を受けた場合は、お客様から損害の賠償を申し受けます。(2) お客様は、当社から提供される情報を活用し、お客様の権利・義務その他旅行契約の内容について理解に努めなければなりません。(3) 旅行開始後に、パンフレット等に記載された内容と実際のサービス内容が異なると認識した場合、旅行中に事故などが発生した場合は、旅行地においてすみやかに当社又は旅行サービス提供機関にお申し出ください。

12、個人情報の取扱い

(1) 当社は、旅行のお申込みにあたってお預かりするお客様の個人情報につきまして、お客様との連絡、お申込みいただいた旅行の手配と旅行サービスの提供、当社の旅行契約上の責任や事故時の費用等を担保する保険手続のために利用させていただくほか、お客様への商品やキャンペーンのご案内、ご意見・ご感想等のアンケートのお願い、お客様のお買い物の便宜、データ処理、旅行参加時におけるご案内などのために利用させていただきます。

(2) 当社は、本項(1)の利用目的の範囲内で、個人情報の取扱いについて当社と契約を締結している運送・宿泊機関、保険会社、免税品店などの土産物店、当社が旅行手配を委託している手配代行者、当社募集型企画旅行販売委託会社あるいはデータ処理や案内業務を委託している業者等に対し、お客様の氏名、パスポート番号ならびに搭乗される航空便名等、年令、性別、住所、電話番号、国籍等の個人情報を、あらかじめ電子的方法で送信する等の方法により提供させていただきます。また、事故等の発生に関連し警察の捜査時の資料提供及び国土交通省・観光庁その他官公署からの要請により個人情報の提供に協力する場合があります。

(3) 当社は、旅行中に傷病等があった場合に備え、お客様の旅行中の国内連絡先の方の個人情報をお伺いしております。この個人情報は、お客様に傷病等があった場合において、国内連絡先の方に連絡の必要があると当社が認めた場合に使用させていただきます。お客様は、国内連絡先の方の個人情報を当社に提供することについて、国内連絡先の方の同意を得るものとします。

(4) 申込書、参加者名簿、お伺い書等の記載内容に誤りがあった場合、旅行の手配やサービスの提供等に支障を来たす恐れがありますので、正確な記入をお願いします。 お申込みいただく際には、これら個人情報の提供についてお客様に同意いただくものとします。

(5) 個人情報の利用目的の通知、個人情報の開示、個人情報の訂正・追加・削除、個人情報の利用の停止、個人情報の消去又は第三者への提供の停止等をご希望の場合は、取扱事業所へお申出ください。なお、個人情報管理責任者は当社コンプライアンス室長となります。

13、お客様の交替

お客様は、当社が承諾した場合、契約上の地位を別の方に譲り渡すことができます。ただし、交替に際して発生した実費についてはお客様にお支払い頂きます。

14、その他

(1) 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。

(2) お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明したときは、当社はお申込をお断りする、あるいは旅行契約を解除することがあります。(3) 当社はお客様の便宜をはかるため土産物店にご案内することがありますが、お買物に際しましては、お客様の責任でご購入ください。

(4) この旅行条件・旅行代金は2026年10月6日現在を基準としております。

●お申込み・お問合わせは

【旅行企画・実施】観光庁長官登録旅行業第38号

東武トップツアーズ株式会社 旅行業公正取引協議会会員

甲府支店

〒400-0031 山梨県甲府市丸の内1丁目17-10
東武穴水ビル7階

電話番号 050-9001-8755 FAX番号 055-226-0318

営業日・営業時間／月～金9:30～17:30
（休業日：土・日・祝日）

一般社団法人日本旅行業協会正会員 ボンド保証会員

総合旅行業務取扱管理者： 並木 隆行

（2022.04版）

旅行業務取扱管理者とはお客様の旅行を取り扱う営業所での取引の責任者です。このご旅行の契約に関し、担当者からの説明にご不明な点がありましたら、遠慮なく旅行業務取扱管理者にお尋ねください。